

病児・病後児保育の実施について

1. 概要

病児・病後児保育とは、保護者が就労等の理由により、自宅での看護が困難な場合において、病児又は病後児回復期にある病後児を保育所等で一時的に預かることにより、保護者の仕事と育児の両立を支援するものです。

市では、これまで市内2つの保育園（友里かご保育園、ほし保育園）で病後児保育を実施しており、また、平成29年度より大田原市の国際医療福祉大学金丸こども園の病児・病後児保育を広域利用により本市在住の児童も利用可能となっています。

平成30年4月に開設される幼保連携型認定こども園：国際医療福祉大学西那須野キッズハウス（井口 533-15）において、病児・病後児保育を実施することとなり、当該施設における病児・病後児保育について、大田原市及び那須町から広域利用希望の申出がありました。

2. 平成30年度からの内容

○対象者、利用時間、定員等

施設名	事業類型	対象年齢	利用時間 (平日のみ)	定員	対象児童
友里かご保育園	病後児 対応型	生後2ヶ月～ 小学校就学前	8:00～ 17:00	3名	市内在住又は保護者が 市内在勤
ほし保育園		満1歳～ 小学校就学前	8:30～ 17:30	3名	
国際医療福祉大学 西那須野キッズハウス (H30.4.1 開設)	病児 対応型	満1歳～ 小学校6年生	8:00～ 18:00	6名	市内、大田原市、那須 町在住又は保護者が市 内在勤

※対象者に市内在住者に加え、一部市外在住者を追加

※西那須野キッズハウスにおいて、対象年齢を小学校6年生まで拡充

○利用料金（1日あたり）※昼食・おやつ代込、病児・病後児共通

・市内在住者（西那須野キッズハウスは大田原市及び那須町在住者含む）

2,000円 ※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料

※減免対象を生活保護世帯に加え、市町村民税非課税世帯を追加

・市外在住者（保護者が市内在勤）

3,000円 ※減免なし

○利用方法

①事前登録（保護者⇒実施施設）

↓

②電話による利用予約（保護者⇒実施施設）

↓

③かかりつけ医の診察・診療情報提供書の受領（保護者⇔医療機関）

↓

④利用申請 ※診療情報提供書添付（保護者⇒実施施設）

↓

⑤利用承認（施設⇒保護者）の上、お預かり

↓

⑥お迎えの際に利用料の支払い（保護者⇒実施施設）